

## 健康サポート薬局に係る届出書添付書類

かかりつけ薬局の基本的機能に関する添付文書	
1	体制省令に基づく手順書
2	当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表
3	お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料
4	かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明のための適切な資料
5	当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書（薬袋に記載する場合は薬袋の写し）
6	直近1年間のうちに在宅患者に対する薬学的管理及び指導を実施した実績が確認できる書類
7	医療機関に対して情報提供する際の文書様式
健康サポート機能に関する添付書類	
8	健康サポート業務手順書
9	医療機関その他の連携機関リスト
10	医療機関その他の連携機関に対する紹介文書
11	地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料
12	有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証
13	薬局の開店時間及び研修修了薬剤師が常駐していることが確認できる資料
14	個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料
15	薬局の外側に提示予定のものが確認できる資料
16	薬局の中で提示予定のものが確認できる資料
17	要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群ごとに分類したリスト
18	衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト
19	要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
20	積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料
21	薬局における取組を発信していること等の実績が確認できる資料
22	国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

[記載上の注意]

- 1 健康サポート薬局届出様式第1号により必要事項が漏れなく記載されていることを確認の上、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（体制省令）第1条第2項第4号に基づく手順書（省令手順書）の写しを添付すること。
- 2 健康サポート薬局届出様式第2号に、当該薬局に従事する全ての薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を記載すること。（当該様式の内容を満たすものであれば、独自の様式で作成したものであっても差し支えない。）
- 3 患者等に、お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明・指導を行う際に用いる資料を添付すること。
- 4 患者等に、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行う際に用いる資料を添付すること。
- 5 24時間相談できる連絡先電話番号等について、実際に患者等に交付している文書を添付すること。
- 6 訪問日が記載された直近の薬学的管理指導報告書等の写し（1訪問分で可）を添付すること。  
また、患者の氏名、住所、生年月日等の個人情報には黒塗りとする等マスキングを行うこと。
- 7 医療機関に対して、残薬や副作用その他の服薬情報の提供する際に用いる文書様式を添付すること。
- 8 健康サポート薬局届出様式第3号のチェックシートにより必要事項が漏れなく記載されていることを確認の上、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書（健康サポート業務手順書）を添付すること。  
なお、健康サポート業務手順書は、必ずしも省令手順書と別に作成する必要はなく、省令手順書の中に必要事項を記載することでも差し支えない。
- 9 健康サポート薬局届出様式第4号に、地域において連携を行う医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市町村保健センター、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等を記載すること。（当該様式の内容を満たすものであれば、独自の様式で作成したものであっても差し支えない。）  
なお、当該リストは、日常生活圏域（例えば中学校区）の医療機関その他の連携機関が網羅的となるよう努め、特定の医療機関その他の連携機関に限定しないこと。
- 10 連携機関への紹介を行う際に使用する文書を添付すること。  
なお、当該文書は、①紹介先に関する情報、②紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、③紹介文書を記載した年月日、④薬局利用者に関する情報、⑤相談内容、⑥相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、⑦薬剤師から見た紹介理由、⑧その他特筆すべき事項が記載された様式とすること。
- 11 健康サポート薬局届出様式第5号に、健康の保持増進その他の各種事業の実施日時、場所、参加人数、事業の概要及び当該薬局の薬剤師の参加内容を記載すること。  
また、事業の内容・様子が分かる資料・写真があれば添付すること。
- 12 公益社団法人日本薬学会の確認を受けた研修実施機関が発行する研修修了証の写しを添付すること。
- 13 健康サポート薬局届出様式第6号の（1）に各曜日の開店時間を記載し、（2）には各曜日に勤務する研修修了薬剤師の氏名を記載の上、開店時間及び研修修了薬剤師の勤務時間が分かるように矢印又は塗りつぶしで示すこと。

- 14 健康サポート薬局届出様式第7号に、相談窓口の写真を貼付の上、個人情報への配慮の内容を記載すること。
- 15 薬局の外側に掲示予定のものを添付すること。
- 16 薬局の中で掲示予定のもの（健康サポートの取組内容、実施日等が記載されていること）を添付すること。
- 17 健康サポート薬局届出様式第8号に、薬局で備蓄している要指導医薬品及び一般用医薬品の品目（様式に記載できる程度の例示で可）を薬効群ごとに記載すること。  
なお、薬効群については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページにより確認すること。（<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/>）
- 18 健康サポート薬局届出様式第9号の衛生材料欄、介護用品欄にそれぞれ薬局で備蓄している品目（様式に記載できる程度の例示で可）を記載すること。
- 19 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した際の記録様式を添付すること。
- 20 健康サポート薬局届出様式第10号に、取組の概要、実施場所、実施日時及び参加人数を記載すること。  
また、取組の案内チラシ、実施状況の写真があれば添付すること。
- 21 健康サポートに関する取組の発信状況が分かる資料（広報誌の写しや情報発信を行っているホームページを印刷したもの等）を添付すること。
- 22 健康サポート薬局届出様式第11号に、健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布状況が分かる写真を貼付すること。